

# いじめ防止基本方針

札幌市立青葉小学校いじめ防止対策委員会

平成28年3月

# 平成 28 年度 いじめ防止基本方針

札幌市立青葉小学校

## はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる。」という基本認識をもち、本校の児童一人一人が、安心して学校に通い、楽しく豊かな学校生活を送ることができるいじめのない学校を作るために、「青葉小学校いじめ防止基本方針」を策定した。基本方針は、固定的なものではなく、子どもの状況の変化、保護者・地域の意見等を取りいれながら改訂していく。

## いじめについて

### 1. 定義 いじめ防止対策推進法（学校編）文部科学省）

いじめとは 当該児童生徒が、一定の人間関係にある者から、  
心理的・物理的な攻撃を受けたことにより  
精神的な苦痛を感じているものとする。

3点にあてはまれば、  
いじめと捉える。

おこった場所は学校の内外を問わない。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなくいじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省平成 19 年 9 月】

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、暴力を伴わないいじめであっても何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と共に、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害の二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（無秩序や閉鎖性など）や「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気警せいされるようにすることが必要である。

## 2. いじめの態様

### 心理的攻撃

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、イヤなことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・イヤなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話で誹謗中傷やイヤなことをされる。

## 物理的攻撃

- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたりけられたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

いじめに当たるかどうかは人によって感じ方、とらえ方がさまざまであり、判断が難しいものです。それが、いじめかどうかを判断することよりも、いじめにつながる危険性があることすべての事例に対して対応することを大切にします。

# 青葉小学校のいじめ防止基本方針

## 1. いじめ防止対策委員会の構成

教頭、教務主任、特別支援コーディネーター、指導部長、研究部長  
指導部 A 部長、指導部 B 部長、養護教諭、スクールカウンセラー

## 2. 基本理念

「いじめ」はどこでもあり得るという意識をもちつつ、職員が共同して「いじめ」を生まない風土づくりに努めます。  
子どもたち一人一人の成長を促し、安心して過ごせ、楽しく潤いのある環境を整える指導の充実を目指します。  
事案が発生した時には、「組織的に」「迅速」「丁寧に」なおかつ「慎重に」対処し解決を導き出します。

## 3. 未然に防ぐ 未然防止が一番大切なのは言うまでもありません。

### < 学校全体 >

全教育活動をとおして「いじめは許されない」という認識をもたせます。  
授業をはじめ、学校生活の様々な場面で他者と関わる機会を工夫し、互いの違いを認め合い、受け入れる風土を醸成します。  
一人一人が認められ、心が満たされる学校生活が送られるよう関わります。  
児童面談（1学期）児童アンケート（11月）などで子どもたちの交友関係や意地悪、いじめの実態がないかどうかを把握します。  
いつでも誰にでも相談できる体制の充実を図ります。

### < 児童に >

いじめは決して許されない認識をもてるよう様々な機会を通して伝える。  
一人一人のよさを認める心地よさを実感させる。

#### <教職員>

児童がお互いのよさを認め合い、一人一人が自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深めます。

授業改善に努め、子どもの力を最大限に伸すことにより一人一人の心を満たす学習を展開します。

子どもたちとの日常の会話や掃除給食当番での子ども同士の関わりあいから「疎外」や「嫌悪感」がないかの複数の目で見守り、いじめの早期発見のアンテナを高くします。

児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育など、心の教育を推進します。間違えた発言や言動を「馬鹿にする」風潮を生まない経営をします。

#### <保護者・地域に>

学校便り、学年学級便り、懇談会の場などでいじめ問題について発信します。

- ・児童が発するサインに気付けるよう家庭での会話やふれあいを多くすることやサインに気付いたら学校に相談することの大切さ。
- ・「いじめ問題」の解決には、家庭と学校が連携して対応することの必要性。
- ・「いじめ」は、保護者が第一義的責任を負うこと。

## 4. 早期発見・早期対応

#### <児童に>

困ったことがあったら誰かに相談すること、見て見ぬふりをするのは「いじめをしていることにつながる、いじめを見たら先生やおうちの人に知らせることの大切さを指導する。それは、悪いことではなく、友達を守る価値ある行為だということも合わせて指導します。

#### <教職員>

児童の様子を観察し、変化に気付く鋭敏な感覚をもつよう努めます。

変化をみとったら声をかける、話を聞くなど、その子の困りを把握します。

教職員が気付いたり、相談があったりした「いじめ」について教頭、校長に報告し、必要に応じていじめ防止対策委員会を開きます

委員会を中心に以下のように解決に向けて取り組みます。

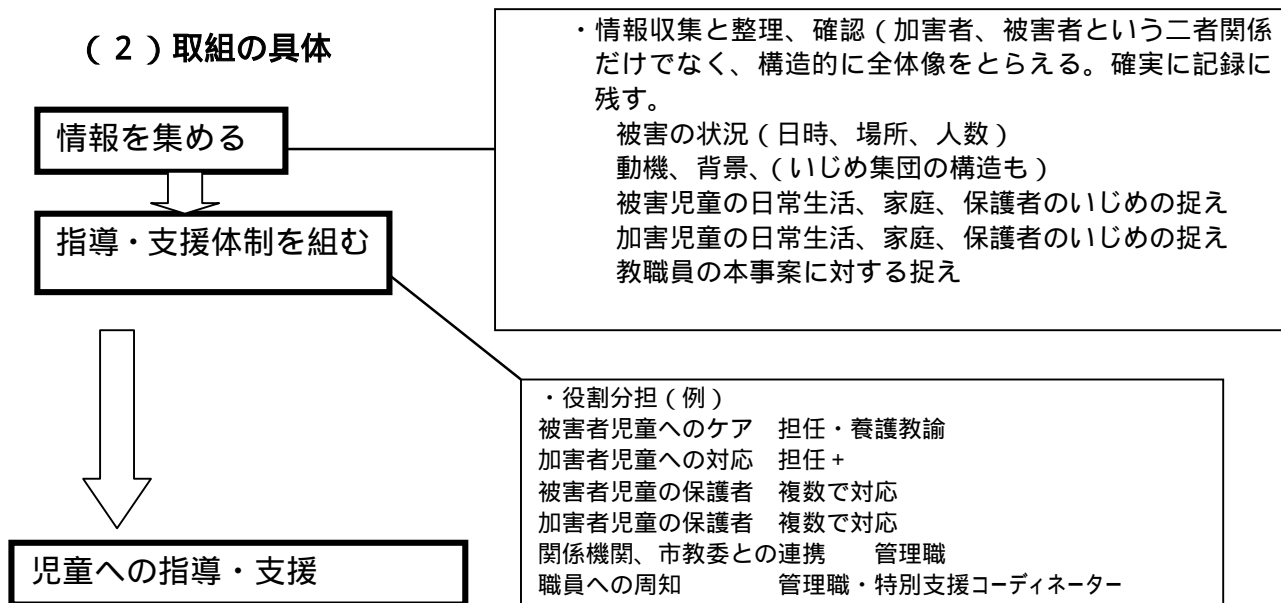
## 事案が発生した時の取組

もし、発見したら・報告。担任外、教頭、校長、担任が相談し、委員会を招集します。

### (1) いじめ防止対策委員会の開催

事実確認と問題点の洗い出しをする。  
面接調査実施の有無判断、実施する場合の役割分担。  
行動観察の仕方。  
保護者への連絡の仕方。  
関係機関への連絡の必要性。

### (2) 取組の具体



#### 《いじめられた児童に対応する教員の役割》

- ・ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人、教職員、家族、地域の人等)と連携し、寄り添い支える体制をつくる孤立感を抱かせない。
- ・ いじめられている児童生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊心を高めるよう留意する。

#### 《いじめた児童生徒に対応する教員の役割》

- ・ 不平や不満、言い分、訴えをよく聞く。抱える問題を解決する支援をする。
- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させる。いじめられている者の辛さ、切なさに気付かせる。
- ・ 活躍の場や役割を与え、支援しながら経験させることによって、所属感や自己有用感を高める。
- ・ 孤立感を抱かせないようにする。

#### 《観衆・傍観者児童に対応する教員の役割》

- ・ 自分の問題として捉えさせる。いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させる。いじめられている者の辛さ、切なさに気付かせる。
- ・ いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気をもてるよう指導する。

## 保護者と連携

- ・つながりのある教職員を中心に、即日、被害者児童宅、加害者児童宅への家庭訪問を行います。
- ・確かな事実を伝えます。受容的態度で接する。具体的方策を示し、協力を要請し、保護者も共同の支援者になってもらい、連携します。(それぞれのできることとできないことを明確にしながら)

## 継続した指導、解決 再発防止

### (1) 本事案の情報を共有します。

発見から解決までの道のりを職員が共有します。

### (2) 継続した観察と声掛けをします。

- ・週単位、あるいは各週単位で被害児童に「その後」の様子について聞き取り、継続していないかどうかの把握を行います。継続がない場合は、被害児童だけでなく、加害児童にも「よい行動になってきたね」などの声かけを行います。

いじめ再発のサインはないか。  
意欲的に活動しているか。  
友達関係に改善、変化はないか。  
家庭での様子はどうか。  
保護者はどう見ているか。

- ・把握した情報については、被害・加害児童の保護者に適切に伝え、今後とも家庭での見取りなどもお願いし、学校と家庭の両方で見守っていくことを確認していきます。先生とおうちの人が力を合わせて見守ってくれることを感じさせることが子どもにも安心感を与えます。いじめられた子ばかりでなく、いじめてしまった子も。

### (3) いじめ防止対策委員会の開催

- ・組織で対応してきましたから、委員会でゴールです。一つの事案から多くの学びをし、次のいじめを未然に防ぐために開催します。

解決とするのか。関係機関への連絡の必要の有無。  
指導、解決の方針を評価、再検討。  
職員への周知。

### (4) 次の学級担に引き継ぎをします。

担任が替わっても情報がつながることで、目配りも継続できます。中学校への引き継ぎも同じです。

### (5) 未然防止の動きを継続します。

## 5 . 重大事態への対処

### (1) 重大事態への対処概要

いじめの重大事態 に対処し、同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

重大事態とは（国の「いじめの防止等のための基本的な方針」より）

児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときとは、次の様なケースなどが想定される。

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

前項の調査を行ったときは、いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

### (2) 重大事態への具体的な対応

重大事態発生時の報告

- ・ 学校から教育委員会、教育委員会から市長に重大事態の発生が報告する。

調査主体の判断

- ・ 教育委員会が、調査の主体について判断する。

A < 学校が調査主体 >

学校の調査組織に弁護士などの専門家を加える

教育委員会の支援（予算、事務等）

B < 教育委員会が調査主体 >

教育委員会が設置する附属機関

札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会

### (3) 調査の実施

### (4) 調査結果の提供及び報告

### (5) 再調査及び措置

## 参考 いじめ防止対策推進法

平成 25 年 6 月 28 日「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成 25 年 9 月 28 日に施行されています。これは、社会総がかりで、いじめ問題に対峙するために、基本的な理念や体制を定めた法律です。学校関係の主な条文は次のようになっています。

### 1 総則・基本方針

#### 第2条 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### 第8条 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

#### 第13条 学校いじめ防止基本方針

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

### 2 学校の設置者・学校が講ずべき基本的施策

#### 第15条 学校におけるいじめの防止

(道徳教育口体験活動等の充実、児童生徒が自主的に行う者に対する支援、児童生徒・保護者・教職員への啓発等)

#### 第16条 いじめの早期発見のための措置

(定期的な調査などいじめを早期に発見するため必要な措置、いじめの相談を行うことができる体制整備)

#### 第18条 いじめの防止等の対策に従事する人材の確保及び資質の向上

(いじめに関する校内研修の実施など資質の向上に必要な措置を計画的に実施)

#### 第19条 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

### 3 いじめの防止等に関する措置

#### 第22条 いじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く。



## 第23条 いじめに対する措置

教職員や保護者などは、児童生徒からの相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、児童生徒が在籍する学校へ通報その他の適切な措置をとる。

学校は、通報を受けたときや、学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を当該学校の設置者に報告する。

いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒日保護者への支援や、いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。

必要な場合は、いじめを行った児童生徒を別室で学習させる等、いじめを受けた児童生徒などが安心して教育を受けられるようにする。

いじめの事案に係る情報を、いじめを受けた児童生徒の保護者やいじめを行った児童生徒の保護者と共有するための措置などを行う。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は所轄警察署と連携して対処し、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 第25条 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、児童生徒がいじめを行っている場合で教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える。（学校教育法第11条の規定に基づくようである）

## 4 重大事態への対処

### 第28条 学校の設置者又は設置する学校による対処

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

・学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

### 第29条～第31条 地方公共団体の長等への報告

(国立の学校)当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

(公立の学校)当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

# 年間計画

月	学校行事	札幌市教育委員会	学校	保護者・地域
4	入学式	SC来校	入学受付・子ども面談、保護者面談	
			学びの支援委員会	
			参観懇談	
5	春の遠足	SC来校	各種健康診断	
			家庭訪問	
			参観懇談	
		巡回指導員来校	学級経営交流会	
6	運動会	SC来校	学びの支援交流会	PTAネットモラル学習会
			幼小保連携会議	児童面談週間
			子:振り返りカード記入	
7	水泳学習	SC来校		
	6年生修学旅行	SC来校	参観懇談3	
	夏休み	巡回指導員来校		
8		SC来校	子ども理解に関する研修会(いじめ防止)	
	5年生宿泊学習	命を大切にする月間		
9		SC来校		
	通知表配付		通知表配付 子:振り返りカード記入	
10	PTA青葉まつり		参観 (土曜参観)	
		巡回指導員来校	個人懇談	
		幼小保連携会議 SC来校		
11			学びの支援交流会	
			いじめアンケート(全市一斉)	
	学習発表会	SC来校		
12			報告 ← 聞き取り・相談・指導支援	
		巡回指導員来校	参観懇談	ふるさと思いでつくり事
			青葉地区の子どもを見守る会	
	冬休み	SC来校		
1	スキー学習	SC来校	参観懇談会	
		幼小保連携会議		
2		SC来校	学びの支援交流会	
			子ども理解に関する研修会(SC講師)	
3	卒業式		参観懇談会	
	通知表配付	SC来校	子:振り返りカード記入	
	修了式		学級担任引き継ぎ 情報の引き継ぎと記録	
			中学校引き継ぎ 情報の引き継ぎと記録	
			幼稚園引き継ぎ 情報の引き継ぎと記録	

サポートサタデー  
スクール事業

|